

令和6年度第1回宗像市都市計画審議会

< 第2号議案 >

第3次宗像市都市計画マスタープランについて

令和6年10月4日(金)
宗像市役所304会議室

序章 都市計画マスタープランとは

意義と役割(P3)

(1) 都市計画マスタープラン策定の背景と目的

第2次宗像市都市計画マスタープランの計画期間の終了に伴い、新たな都市計画に関する基本的な方針を定めることを目的とし、『第3次宗像市都市計画マスタープラン』を策定します。

(2) 都市計画マスタープランの役割

都市全体あるいは地域別の将来像を示し、都市づくりの目標を設定します。

将来像を実現するための整備方針や諸施設の計画を定めるとともに、各種計画や各種事業との整合性がとれた都市計画の総合性・一体性を確保します。

市民が、都市づくりの課題や方向性を共有し、具体的な都市計画の決定、実現が円滑に進むようにします。

(3) 目標年次

都市計画マスタープランは、都市計画の総合的な指針としての役割から長期的視点に立って策定する必要があるため、概ね20年後を目標においた計画とします。

なお、上位計画である総合計画の見直しやまちづくりに関する状況に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを図っていきます。

第1章 本市の現況と課題

現況を踏まえた課題整理(P46)

人口	強み	○市街化区域を中心に将来にわたり都市機能を下支えする一定の人口集積を保持 人口減少が予測されるものの急激な変化はなく緩やかに進行する見込み 公共交通サービスや生活利便施設の立地を下支えする一定の人口集積
	弱み	○緩やかな人口減少が見込まれるなか、人口密度の低下が顕著なエリアの存在 ○令和7年以降、30%以上が高齢者となる
利土地	強み	○良好な住宅団地が形成 住宅を中心に歴史や文化等の地域資源が調和した土地利用が形成
	弱み	○駅周辺の市街地においても空き家率が増加 市街化区域が拡散しておりコンパクトではない
公共交通	強み	○鉄道や急行バスの運行により利便性が高く、福岡都市圏及び北九州都市圏へのアクセス性が高く、一部区間は公共交通軸に位置付け ○中心市街地と郊外を結ぶ路線バス、それを補完するコミュニティバス・ふれあいバス等が充実
	弱み	○市街化調整区域において公共交通の空白地域が存在 自家用車に対する依存度が高いため、路線の減少・廃止による公共交通サービス低下の懸念
機能都市	強み	○市街化区域を中心に各種都市機能が集積
	弱み	○人口減少等を背景とした市街化調整区域における既存集落の衰退、生活利便性の低下
災害	強み	○市街化区域や既存集落地において避難所を指定
	弱み	○徒歩圏内に避難所が立地していない箇所が存在 ○市街化区域において土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、浸水リスクが高いエリアが存在 ○開発ポテンシャルが高い区域における災害リスクの存在
都市整備盤	強み	○東西を横断する国道3号及び国道495号、南北は主要地方道等の広域的な幹線道路が充実 生活に身近な範囲で都市公園が配置 ほとんどの世帯に普及する公共下水道
	弱み	○未整備の都市計画道路の存在
産業	強み	○宗像大社や道の駅むなかたをはじめ、観光入込客数が多い ○製造品出荷額及び漁獲額が増加傾向
	弱み	○農家数及び農家人口などが年々減少傾向

都市づくりを取り巻く社会潮流の整理(P47)

【全国的な社会情勢の変化】

本格的な人口減少・高齢化社会の到来
 新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした人々の生活様式の変化、ニーズの多様化
 ウェルビーイング(幸福・健康など)の重視
 地球温暖化など地球規模での環境問題の深刻化
 大規模な自然災害の激甚化・頻発化 など

【まちづくりの動向】

コンパクト・プラス・ネットワークの深化
 既存ストックの活用促進
 居心地が良く歩きたくなる通りの形成
 オープンスペースの有効活用・充実
 職住近接のまちづくりの推進 など

都市づくりの分野別の対応方針(P48)

分野	分野別の対応方針	主な方針を抜粋
土地利用		多極連携型集約都市構造の実現に向けた一層の取組推進 中心的な役割を担う赤間駅周辺等のさらなる拠点性・利便性の向上 地域特性を活かした多様な暮らし方に応じた住環境の創出 空き家や空き地等の既存ストックを活用したまちづくりの推進 市の活力向上に資する新たな産業基盤の創出 市街化調整区域における、自然環境と都市環境が調和する土地利用の保全 多面的な機能を有する農地の保全・活用
都市施設等	交通	本市の産業経済活動を支える広域的な道路ネットワークの形成 居住地における狭あい道路の拡幅整備及び安全対策の推進 多様なニーズに対応するデジタル技術を活用した移動しやすい都市環境の形成 円滑な乗り継ぎなどを可能にする交通結節点の機能強化
	みどり	緑のネットワークの構築などによる生態系を考慮した生物多様性の保全と創出 民間活力を誘導するなど、官民連携による新たな公園の活用
	河川	治水機能を確保するとともに親水性を兼ね備えた河川整備の促進 河道掘削や拡幅などによる流域治水対策推進
	都市基盤 その他	老朽化が進む管渠の計画的な更新・維持管理 老朽化が進む施設の長寿命化や集約化による機能強化、既存ストックの有効活用の推進
都市環境形成	景観	文化財及び地域特性に応じた多様な景観資源の保全・活用による観光交流拠点の形成 魅力ある景観資源を活かした回遊性の向上
	環境	コンパクトシティの形成による環境負荷の少ない都市構造の実現 エネルギー利用の効率化、自立分散型エネルギーの導入促進 環境負荷の少ない次世代交通の導入
	安全安心	災害ハザードエリアにおけるハード・ソフト両面からの対策 通学路などにおける安全な歩行空間の確保 災害リスクの高い地域における移転促進 広域的な連携による流域治水の推進 防災や減災に資するデジタル技術を活用した強靱な都市環境の形成
	福祉	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 交通弱者に配慮した交通ネットワークの形成

第2章 都市づくりの目標と基本方針

計画改定の視点(P51)

- 視点1 コンパクト・プラス・ネットワークの深化と拠点性の向上
- 視点2 地域特性を活かした、戦略的な土地利用の推進による市の活力創造
- 視点3 既存ストックを最大限に活かした、多様な主体との共創による持続可能な都市の実現
- 視点4 激甚化・頻発化する自然災害、地球温暖化への対応
- 視点5 多彩な自然・歴史文化資源を活かした観光交流拠点の形成

都市づくりの理念と目指すべき都市像(P52)

第3次宗像市総合計画

【都市像】『心地よい生活空間の中で、誰もが安心して住み続けられるまち』

【都市の目指す姿】

時代の変化に対応した持続可能な都市の実現に向け、まちにある魅力を最大限に引き出し、誰もが快適に暮らせるまちを目指します。

第3次都市計画マスタープランにおいては、総合計画における都市像や本計画の改定の視点を基に、都市づくりの理念・目指すべき都市像を検討します。

第3次都市計画マスタープラン改定の視点

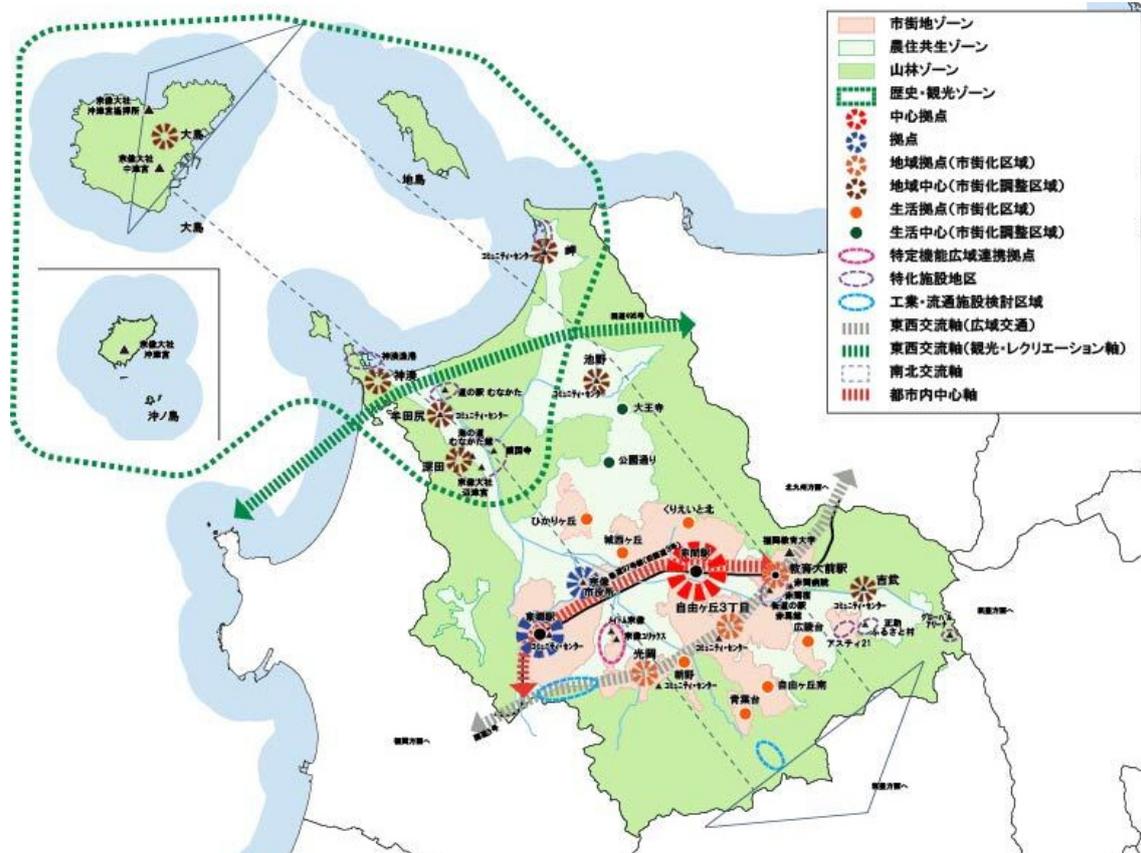
コンパクト・プラス・ネットワークの深化と拠点性の向上
地域特性を活かした、戦略的な土地利用の推進による市の活力創造
既存ストックを最大限に活かした、多様な主体との共創による持続可能な都市の実現
激甚化・頻発化する自然災害、地球温暖化への対応
多彩な自然・歴史文化資源を活かした観光交流拠点の形成

【都市づくりの理念】 『宗像版多極連携の集約型都市構造の形成』

【目指すべき都市像】 『コンパクトで魅力的な地域がネットワークする生活交流都市』

- 〈1〉誰もが住み続けられる、快適で安全・安心な「まち」
- 〈2〉活発な交流・活動を生み出し、人々の暮らしや文化を育む「まち」
- 〈3〉多彩な自然・歴史資源と共生する「まち」
- 〈4〉観光拠点を磨き上げ、交流ネットワークを育む「まち」
- 〈5〉多様な主体との共創により新たな価値やイノベーションを創出する「まち」

将来都市構造(P56)



名称		形成方針
ゾーン	市街地ゾーン	多様な都市機能の集積を図るとともに、それらを下支えする居住人口を集積するため、良好な市街地環境整備を推進
	農住共生ゾーン	豊かな自然環境と調和する集落環境の保全・整備を促進
	山林ゾーン	レクリエーションや防災など、多面的な機能の発揮が期待できることから保全・活用を推進
	歴史・観光ゾーン	自然環境や歴史的遺産、農漁業を活かした観光・交流を促す拠点やネットワークを形成
拠点中心	中心拠点	市民のニーズに応え得る中核的な商業・業務、医療・福祉機能など高次都市機能の立地を促進
	拠点	東郷駅周辺は、市民の利便性を高めるため、商業・業務機能などの立地を促進する。また、市役所周辺は行政機能などの維持を図る。
	地域拠点(市街化区域)	交通ポテンシャルを活かし、地域の日常的な利便性の維持・充実に資する商業・医療機能などの立地を促進
	地域中心(市街化調整区域)	持続可能な地域コミュニティの存続に向けて、生活するうえで必要最低限の機能を確保
	生活拠点(市街化区域)	周辺地域の日常生活に必要な商業・医療機能などの立地を促進
	生活中心(市街化調整区域)	郊外の住宅市街地を対象に、買い物などの日常生活に必要な施設を確保
軸	特定機能広域連携拠点	近隣市町との連携により、さらなるサービスの向上や管理の効率化を促進
	東西交流軸(広域交通)	主として広域的な連携・交流に資する自動車・公共交通の円滑化を促進
	東西交流軸(観光・レクリエーション軸)	玄海国立公園内の自然環境や沿道景観に配慮した道路整備、道の駅むなかた周辺の円滑な交通を促進
	南北交流軸	中心拠点や観光・レクリエーション施設へのアクセス性を高め、筑豊地域(若宮IC方面)との結びつきを強化
その他	都市内中心軸	自動車・歩行者・自転車など、多様な交通に対応できるように安全で快適な道路整備を推進
	特化施設地区	多様で高次の市民活動や広域な観光・文化の交流を促進
	工業・流通施設検討区域	市の活力向上に向けて、周辺環境に十分配慮しながら工業や物流などの土地利用を促進

第3章 土地利用の方針 主な方針を抜粋

土地利用について(P60)

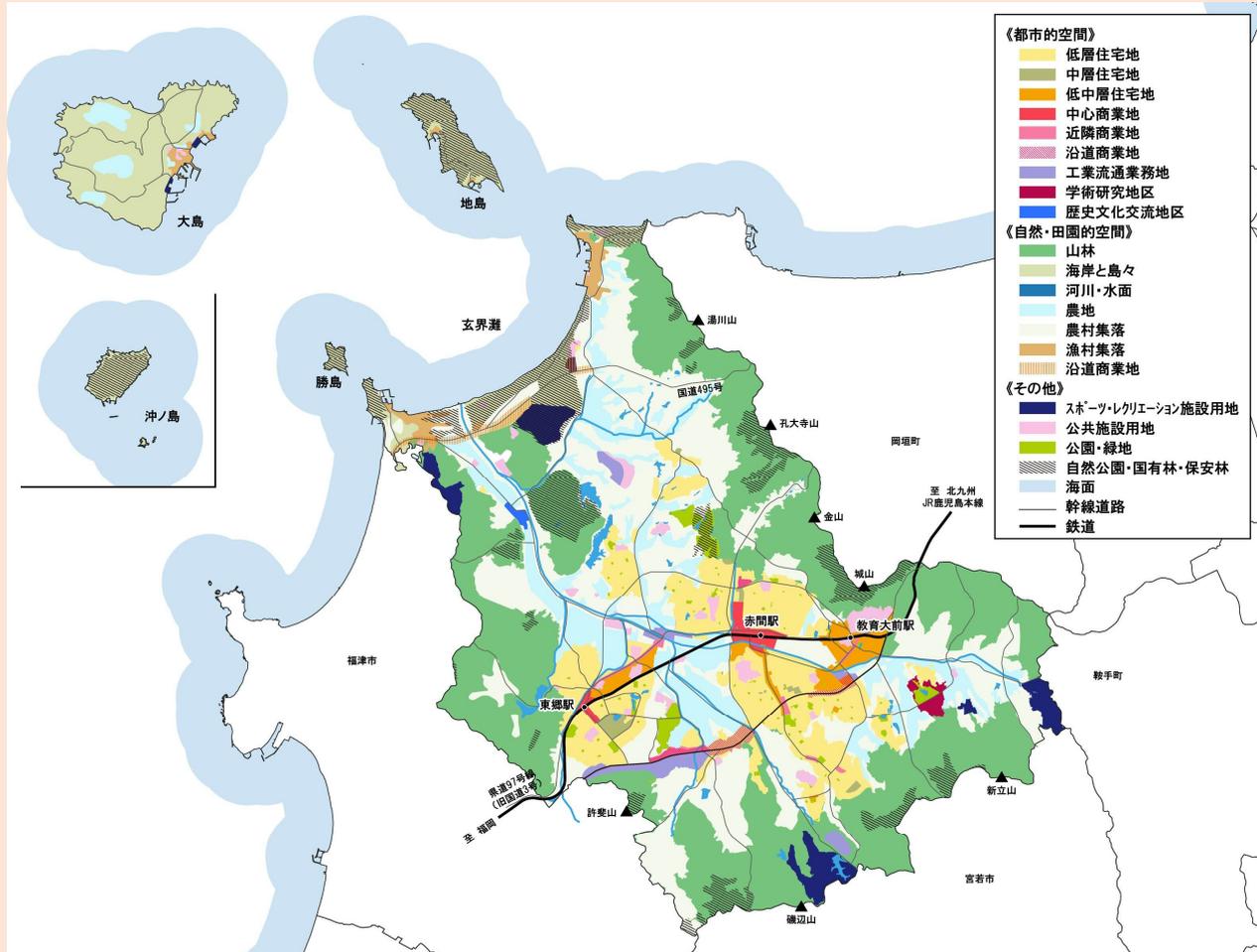
<都市的空間>

- ゆとりとうるおいのある住環境の維持・保全、多様なライフスタイルに応じた住環境の形成
- 駅周辺などの立地ポテンシャルが高い地域における、用途地域の変更などを視野に入れた有効な土地利用の促進
- JR赤間駅および東郷駅周辺への多様な生活利便機能の誘導、活気と賑わいのある都市空間の形成
- 都市計画道路赤間駅自由ヶ丘線などの沿道における商業施設や中高層住宅の計画的な誘導
- 国道3号沿道などにおいて、市の活力向上や地域住民の利便性向上に資する施設の立地誘導
- 宗像大社などの歴史資源を活かし、観光機能と地域住民の生活文化を支える機能の維持・保全

<自然・田園的空間>

- 多面的な機能を有する山林・農地の保全・活用
- 神湊漁港および鐘崎漁港における良好な営漁環境の維持、観光・交流促進に資する空間創出
- 河川空間を活用した安らぎと潤いある親水空間の創出
- 農業の振興を軸とした農村コミュニティの活性化、農村集落の保全・形成
- 優良田園住宅建設の促進などによる自然環境および農村環境と共生する住環境の形成

【土地利用方針図】



第4章 都市施設等の方針 主な方針を抜粋

交通施設の整備方針(P70)

- 国道3号における交通量に適切に対応した通行空間としての機能強化、広域的な自動車交通の円滑化
- 沖ノ島、大島、宗像大社辺津宮、宗像ユリックスなどを結ぶ歴史・自然・文化の交流軸を形成
- 県道97号線(旧国道3号)、駅、コミュニティを結ぶ主要道路における歩行者・自転車空間の拡充
- 鉄道とバスの円滑な接続に資する駅の交通結節機能の強化
- コミュニティバスやAI オンデマンドバスの充実など交通弱者に配慮した公共交通の拡充・強化

公園・緑地等の整備方針(P77)

- 総合公園と地区公園における市民の多様なニーズに対応できるような質の向上
- 民間活力を誘導するなど、官民連携による新たな公園の活用
- 緑に囲まれた歴史的資産などを活かした公園・広場整備の推進による、観光客も利用できるような空間づくりの誘導

公共施設の整備方針(P80)

- 治水機能を確保しつつ、水遊びのできる親水性を兼ね備えた河川整備の促進
- 河川の浚渫や河道掘削・拡幅などによる流域治水対策の推進
- 老朽化が進む施設の長寿命化や集約化による機能強化

第5章 都市環境形成の方針

都市景観形成の方針(P84)

- 宗像大社や沖ノ島などの歴史・文化景観について、観光施策と連携した一体的な景観保全・整備
- さつき松原や砂浜、漁港などの水辺景観の保全・整備
- 屋外広告物における適切な規制・誘導

環境に優しい都市づくりの方針(P88)

- 集約型都市構造の充実による都市機能の集積や公共交通ネットワークの形成
- 歩いて暮らせるまちづくりの推進による自家用車利用の抑制
- 再生可能エネルギー設備の導入促進、ZEH・ZEBの普及、次世代自動車の普及促進

安全・安心の都市づくり方針(P90)

- 多様な主体との連携による流域治水の推進
- 民間事業者との連携による福祉避難所の指定
- 立地適正化計画との連動による居住誘導区域等の安全性が高い地域への緩やか移転促進
- 空き地・空き家の適正な管理の指導や利用促進などにより、犯罪に結びつきやすい市街地環境の改善

人にやさしいまちづくりの方針(P92)

- ユニバーサルデザインを考慮した公共建築物や都市施設の整備
- 誰もが安心して遊べるインクルーシブな公園整備
- コミュニティバスやAI オンデマンドバスの充実、ラストワンマイル・モビリティの導入などによる交通弱者に配慮した交通ネットワークの形成推進

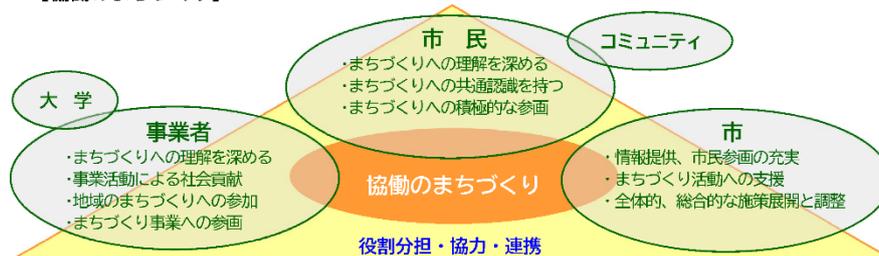
第6章 都市計画マスタープランの実現方策

重点施策とその推進(P95)

ア 中心拠点などの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> 赤間駅周辺において、中心拠点としてさらなる機能強化に資する住宅供給や商業施設、公共公益施設の集積を図る場合は、災害リスクへの対策を講じるなど、安全な都市基盤の構築と周辺環境への配慮に努め、それらの立地需要に応じて、用途地域の見直しや区域区分の変更などを検討します。 赤間駅や東郷駅の周辺は、さらなる魅力の向上を図るため、多様な主体との連携により、居心地が良く歩きたくなるまちを形成します
イ 工業用地の確保	<ul style="list-style-type: none"> 新規の企業誘致や既存企業の再配置のため、若宮IC近接地や国道3号沿道に新たな工業用地の確保を検討します
ウ 既存住宅団地の再生・再編	<ul style="list-style-type: none"> 昭和40年代に開発された大規模住宅団地における、居住者の高齢化や人口減少、空き地・空き家の発生や居住環境の低下が懸念される区域と駅から離れた区域については、面的な整備手法や用途変更、容積率の緩和など、都市計画の規制と誘導を用いて街区の再整備や住み替えを促進します
エ 地域中心の形成	<ul style="list-style-type: none"> 各地域の特性を活かした地域中心を形成するため、地区計画や面的整備手法などを活用して整備を進めます
オ 地域資源の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな自然や歴史的遺産、農漁業などの地場産業を保全・活用し、観光・レクリエーションなどに有効に活用していくため、環境保全や魅力的な街なみ形成など地域のまちづくり目標に応じて、都市計画法や景観法などに基づく制度を活用します
カ 公共交通を中心とした総合的な交通体系の強化	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道・バス・渡船の交通結節機能を強化するため、関係機関と調整を図りつつ、主要なバス停やそれぞれに必要な機能などを位置づけた整備方針を定め、整備を進めます
キ 安心・安全なまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、災害に強いまちづくりを推進します
ク ゼロカーボンシティの実現	<ul style="list-style-type: none"> ゼロカーボンシティの実現に向けて、再生可能エネルギーを導入するなど、持続可能な都市を形成するとともに、環境負荷の低減や防災機能など、多面的な機能を有する山林や農地の保全に努めます。

協働のまちづくりと推進方策(P97)

【協働のまちづくり】



都市計画マスタープランの進行管理と見直し(P99)

- 都市計画マスタープランの実現を確実なものとするために、定期的に都市づくりの進捗状況を把握するとともに、PDCAサイクルに則った総合経営システムなどを活用した進行管理を、都市計画担当部署が中心となって行います。
- また、都市計画マスタープランは、中長期的な都市づくりの基本的な方針を示すものであり、本市では計画期間を10年としています。しかし、福岡県の都市計画区域マスタープランや本市の総合計画など上位計画の改訂、社会経済状況の変化などにより、対応が必要となった場合は、適宜見直しを行います。